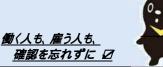
# 静岡県の最低賃金

(令和7年度)



【地域別最低賃金】(効力発生日:令和7年11月1日)

最低賃金件名	最低賃金額 時間額 ( )は改正前	適用労働者の範囲
静岡県最低賃金	1,097 <sub>円</sub>	静岡県内で働くすべての労働者に適用されます。 ただし、下表に掲げる産業に属する事業場の労働者には、 該当する「特定最低賃金」が適用されます。

## 【特定(産業別)最低賃金】(効力発生日:令和7年12月21日)

静岡県特定最低賃金件名	最低賃金額	特定最低賃金の適用除外労働者の範囲
伊	時間額 ( )は改正前	(以下の適用除外労働者には、「静岡県最低賃金」が適用されます)
鉄鋼、非鉄金属製造業	1,117 <sub>円</sub> (1,057)	(1) 下記「特定最低賃金共通の適用除外労働者」に記載の ~ の者 (2) 次に掲げる業務に主として従事する者 ) 手作業による軽易な包装、袋詰め、箱詰め又はレッテルはりの業務 ) 手工具を用いて行うバリ取り、組線、かしめ又は刻印打ちの業務 検査、事務は適用除外になりません。
はん用機械器具、生産用機 械器具、業務用機械器具、 輸送用機械器具製造業	1,133 <sub>円</sub> (1,073)	(1) 下記「特定最低賃金共通の適用除外労働者」に記載の ~ の者 (2) 次に掲げる業務に主として従事する者 ) 手作業による軽易な包装、袋詰め、箱詰め又はレッテルはりの業務 ) 手工具を用いて行うバリ取り又は刻印打ちの業務 ) 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、かしめ、取付け()又は巻線の業務 ()ハンダ付け業務は、「取付け」には該当しません。 検査、事務は適用除外になりません。
特定最低賃金の適用産業(業種)の 詳細については、裏面を参照ください。	「特定最低賃金 共 通 の 適 用 除 外 労 働 者」	・ 18 歳未満又は 65 歳以上の者 雇入れ後 6 か月未満の者であって、技能習得中のもの(技能実習生は除〈) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

地域別(静岡県)最低賃金と特定最低賃金の両方の最低賃金が適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

- ・ 「静岡県鉄鋼、非鉄金属製造業最低賃金」又は「静岡県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業最低賃金」が適用される労働者に対しては、令和7年11月1日から12月20日までは静岡県最低賃金(時間額1,097円)以上、12月21日からは特定最低賃金額以上の支払が必要となります。
- ・ 「静岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」(時間額1,042円) が適用される労働者に対しては、本年度改正がされなかったため、令和7年11月1日以降は 静岡県最低賃金(時間額1,097円)以上の支払が必要となります。

## ポイント 地域別(静岡県)最低賃金は、静岡県内で働くすべての労働者に適用されます

- ・ パートタイム、アルバイト、派遣、臨時、試用中などの雇用形態を問わず適用されます。
- ・ 外国人、学生、年齢(高齢者、年少者)等を問わず適用されます。
- ・ 法人、個人事業、公共事業などの雇用主の事業形態を問わず適用されます。

#### ポイント 特定の産業では、特定(産業別)最低賃金が定められています

- ・ 静岡県では上記表の2業種で、静岡県最低賃金より高い金額で定められています。
- ・ パートタイム、アルバイト、派遣労働者、外国人にも適用されます。

|厚生労働省ほか政府では、事業場内の最低賃金引上げを支援するための「業務改善助成金」を始めとした賃金引き 上げや中小企業・小規模事業者さま向けの各種支援策をご用意しております。

お問い合わせ先

・最低賃金制度関係: 静岡労働局賃金室 ( 054-254-6315 ) 又は お近(の労働基準監督署

静岡労働局 HP https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/roudoukyoku/roudou/chingin.html



- · 業 務 改 善 助 成 金: コー ル セ ン ター ( 0120-366-440 ) 【申請先:静岡労働局雇用環境·均等室】
- ·キャリアアップ助成金: 静岡労働局職業対策課助成金センター ( 054-653-6116 ) 又は お近〈のハローワーク
- ・働き方改革・賃金引上げ関係: 静岡働き方改革推進支援センター ( 0800-200-5451 )
- ・価 格 転 嫁 関 係:静岡県よろず支援拠点 ( 054-253-5117 ) 又は 下請かけこみ寺 ( 0120-418-618 )
- ・年収の壁突破・総合相談窓口: 0120-030-045

#### 静岡県内の「特定(産業別)最低賃金」の適用産業(業種)一覧

肝川朱内の「付た(性果別)取職員立」の週出性果(果性) 一見				
件名	日本標準産業分類(令和5年7月(第14回)改定)			
鉄鋼、非鉄金属製造業	[E222: 製鋼・製鋼圧延業] [E223: 製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)] [E224: 表面処理鋼材製造業] [E225: 鉄素形材製造業] [E2293: 鋳鉄管製造業] [E232: 非鉄金属第2次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む)] [E233: 非鉄金属・同合金圧延業(抽伸, 押出しを含む)] [E234: 電線・ケーブル製造業] [E235: 非鉄金属素形材製造業(E2355 非鉄金属鍛造品製造業を除く)]			
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用 機械器具、輸送用機械器具製造業	[E25:はん用機械器具製造業 (E251 ポイラ・原動機製造業を除()] [E26:生産用機械器具製造業] [E271:事務用機械器具製造業] [E272:サービス用・娯楽用機械器具製造業] [E311:自動車・同附属品製造業] [E313:船舶製造・修理業,舶用機関製造業] [E315:産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業] [E319:その他の輸送用機械器具製造業(E3191 自転車・同部分品製造業を除()]			

【上記2産業 共通事項】 管理、補助的経済活動を行う事業所(上記産業に係るもの)、 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な 経済活動が上記産業に分類されるものに限る)については、当該産業と同じ最低賃金が適用されます。

「日本標準産業分類」の各項目の説明・内容など、詳しくは、次のホームページから確認できます。

総務省統計局HP https://www.soumu.go.jp/toukei\_toukatsu/index/seido/sangyo/R05index.htm



・精神や身体の障害により他の労働者に比べて著し〈労働能力の低い者などには、使用者が静岡労働局長の許可を受けることを 条件として、個別に最低賃金額を減額して適用することが認められています。

#### 最低賃金との比較方法

時間給制の場合 ..... 時間給 最低賃金額

日 給 制の場合 ...... 日給額 ÷ 1日の平均所定労働時間(時間額に換算) 最低賃金額 月 給 制の場合 ...... 月給額 ÷ 1か月の平均所定労働時間(時間額に換算) 最低賃金額

出来高制その請負制(歩合制)の場合 ...... 歩合給額 ÷ 賃金算定期間に歩合制によって労働した総労働時間数 最低賃金額 \* 上記 ~ が組み合わさっている場合には、それぞれ上記 ~ の方法で時間額に換算し、それらを合算した額が、最低賃金額以上となっている必要があります。その他計算方法で不明な点は、下記お問い合わせ先までお尋ねください。

#### 最低賃金に算入されないもの

最低賃金の対象となる賃金には、次の賃金は算入されません。

(1)精皆勤手当、(2)通勤手当、(3)家族手当、(4)臨時に支払われる賃金(結婚手当など)、(5)1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)、(6)時間外労働・休日労働に対する賃金、(7)深夜労働に対する割増賃金

#### <月給制の場合の換算例> 月給制の場合は特に御注意ください!

【例】年間所定労働日数 260 日 所定労働時間 毎日 8 時間 基本給 170,000 円 職務手当 20,000 円 皆勤手当 10,000 円 通勤手当 5,000 円 月給制のため上記 の計算式にあてはめると、年平均1か月所定労働時間は、 8時間 × 260日 ÷ 12か月 = 173.333...時間(173時間20分) 最低賃金の対象となる賃金には、皆勤手当と通勤手当は算入されませんので、 170,000円 + 20,000円 = 190,000円

190,000円 ÷ 173.333...時間 = 1,096.15...円 < 1,097円 (静岡県最低賃金)

したがって、この場合は、静岡県最低賃金を下回り、**最低賃金法に違反**していることになります。

### 最 低 賃 金 賃金引き上げ 働き方改革推進 静岡県よろず <sub>下請かけこみ寺</sub> 年収の壁支援 賃上げ促進税制 特 設 サ イ ト 助成金パッケージ 支援センター 支 援 拠 点 強化パッケージ













